

ハローワーク 通信

ハローワーク男鹿のイベント・情報などを紹介する広報紙です
《2024.春号》

発行：〒010-0511 男鹿市船川港船川字新浜町1-3
ハローワーク男鹿（電話0185-23-2411）

求人票提出は求人者マイページから、雇用保険は「e-Gov」または「GビスID」サイトから

4月は雇用保険の窓口が大変混雑します 雇用保険電子申請も4月は集中的に増加します

混雑緩和のためご協力をお願いいたします

■【ハローワーク窓口及び電子申請をご利用の場合】

離職票発行手続きを優先いたします。

資格取得届は4月下旬以降の提出とさせていただきますようご協力をお願いいたします。

（資格取得届の提出期限は入社日の属する月の翌月10日までです。4/1入社→5/10まで）

■【電子申請をご利用の場合】

資格取得届等については、通常の処理期間よりかなりお時間を頂戴することがありますので、あらかじめご了承ください。

とはいえ、電子申請は主要手続きにおいて全国で7割、秋田局内でも5割以上が利用されています。

●電子申請なら、24時間・365日いつでも申請が可能です。

●個人情報の持ち運びが不要！個人情報保護の観点からも安全性が高まります。

●移動時間や郵送費などのコスト削減が期待できます。ぜひ、電子申請を利用してみませんか？

令和6年度の雇用保険料率 ～令和5年度と同率です～

事業者の種類	負担者	① 労働者負担 (失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ)			② 事業主負担		①+② 雇用保険料率
		失業等給付・育児休業給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率	失業等給付・育児休業給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率		
一般の事業		6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000	
(令和5年度)		6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000	
農林水産・※ 清酒製造の事業		7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000	
(令和5年度)		7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000	
建設の事業		7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000	
(令和5年度)		7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000	

園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については、一般の事業の率が適用されます。



求人票に明示する労働条件が 新たに3点追加されるのでご注意ください

職業安定法施行規則の改正により、2024（令和6）年4月1日以降、ハローワークに求人申込みを行う場合は、求人票に以下の①～③の明示をお願いします。

① 従事すべき業務の変更の範囲※

- 採用後、業務内容を変更する予定がない場合は、「仕事の内容」欄に「変更範囲：変更なし」と明示してください。
- 将来の配置転換など、雇入れ直後の業務と異なる業務に配置される見込みがある場合には、同欄に**変更後の業務を明示**してください。

② 就業場所の変更の範囲※

採用後、雇入れ直後の就業場所と異なる就業場所に配置される見込みがある場合は、転勤の可能性を「1. あり」とした上で、**転勤範囲を明示**してください。

※「変更の範囲」とは、雇入れ直後だけでなく、将来の配置転換など今後の見込みも含めた、締結する労働契約期間中での変更の範囲のことをいいます。

③ 有期労働契約を更新する場合の基準

- 雇用期間の定めがあり、当初の予定の雇用期間終了時点で契約更新をする可能性がある場合は「契約更新の可能性」欄を「1. あり」に○を付けてください。
- 更新継続が期待される場合は「原則更新」、更新の可能性はあるもののそれが確実ではない場合は「条件付きで更新あり」に○を付けてください。

■原則更新の場合は以下のように明示してください。

有期労働契約の通算契約期間または**更新回数に上限がある場合**

「求人に関する特記事項」欄に「更新上限：有（通算契約期間○年／更新回数○回）」

※更新上限がない場合に、その旨を明示する必要はありません。

■条件付きで更新ありの場合は以下のように明示してください。

- 「契約更新の条件」欄に**具体的な更新条件**を記載
- 有期労働契約の通算契約期間**または**更新回数に上限がある場合**、同欄に記載

※更新上限がない場合に、その旨を明示する必要はありません。

雇用期間	1. 定めなし 2. 定めあり(4ヶ月以上) 3. 定めあり(4ヶ月未満) 4. 日雇(日々又は1ヶ月未満) 年 月 日 ~ 年 月 日 又は 年 月
契約更新の可能性	1. あり(原則更新 ・ 条件付きで更新あり) ↓ 2. なし (契約更新の条件:)

【トピックス】

『個別面談会』 参加事業所募集中！！

ハローワーク男鹿では、求人事業所と求職活動中の方の相互理解を促進する機会として「個別面談会」を開催しております。

求人事業所の方にとっては、求人票だけでは伝えきれない情報等をPRできる機会となりますし、求職活動中の方にとっては、事前に事業所の方のお話を聞くことによって、応募にあたっての不安解消となります。

まずは、求職者の方々と接する機会をもってみませんか！！ぜひ、参加をご検討ください！！

面談時間は10時～12時又は14時～16時の時間帯で30分刻みの枠とし、人数は最大各4名となります。モニターで動画など放映できます！

固定残業代を賃金に含める場合は、適切な表示をお願いします。

近年、募集要項や求人票の「固定残業代」を含めた賃金表示をめぐるトラブルが見受けられます。若者が就職先の企業を選択する際には、正確な労働条件の表示が重要であり、「若者雇用促進法」に基づく指針でも、「固定残業代」について適切な表示をするよう定めています。

固定残業代制を採用する場合は、募集要項や求人票などに、次の①～③の内容すべてを明示してください。

- ① 固定残業代を除いた基本給の額
- ② 固定残業代に関する労働時間数と金額等の計算方法
- ③ 固定残業時間を超える時間外労働、
休日労働および深夜労働に対して割増賃金を追加で支払う旨

令和7年3月卒用の高卒等求人票は6月1日より受付します

6月1日(土)から、令和7年3月卒業予定の中学生・高校生を対象とする求人の受付を開始します。新規学校卒業者の募集・採用に当たりましては、求人の手続きや求人活動のルールをお守りいただきますようご理解をお願いします。

企業の将来を担う優秀な人材の確保と若者の地元定着による活力あるふるさとづくりのため、採用枠の拡大のご検討と併せて、早期の求人提出をお願いします。

求人票の提出は求人者マイページよりお願いします。

令和6年4月から労働条件明示のルールが変わります

労働契約の締結・更新のタイミングの労働条件明示事項が追加されます。

全ての労働契約の締結時と有期労働契約の更新時 ⇒ 1. 就業場所・業務の変更の範囲

有期労働契約の締結時と更新時 ⇒ 2. 更新上限（通算契約期間または更新回数の上限）
の有無と内容 *その他必要事項有り

無期転換ルールに基づく無期転換申込権が発生する契約の更新時 ⇒ 3. 無期転換申込機会

4. 無期転換後の労働条件

中小企業にも時間外労働の上限規制が導入されています

時間外労働の上限について、

月45時間、年360時間

を原則とし、臨時的な特別な事情があつて労使が合意する場合でも年720時間以内、単月100時間未満(休日労働を含む)、2～6か月平均80時間以内(休日労働含む)を限度に設定する必要があります。

詳細は秋田労働局のホームページをご確認ください。

URL = <https://jsite.mhlw.go.jp/akita-roudoukyoku/>

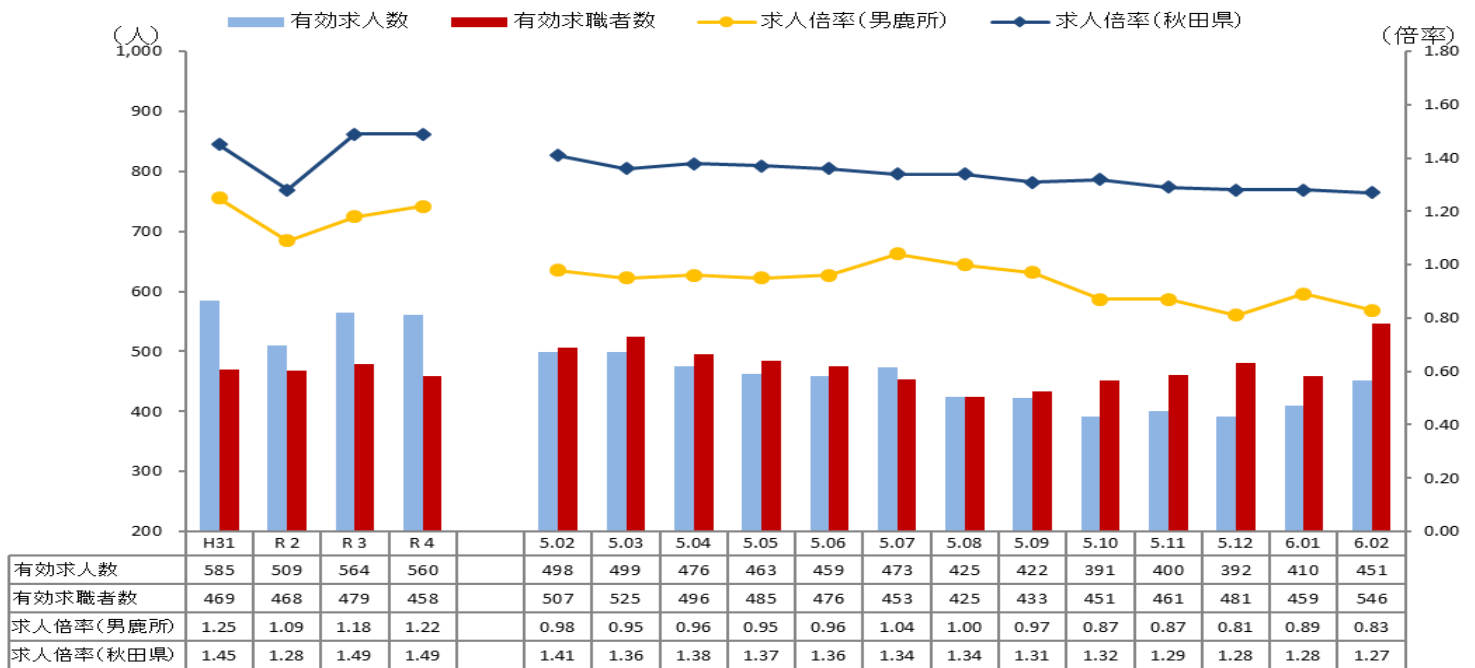
ハローワーク男鹿 雇用の動き(令和6年2月)

有効求人倍率は0.83倍で前年同月比で0.15ポイント低下した。

新規求職者数は141人(前年同月比+5.2%)で2か月ぶりの増加となり、有効求職者数は546人(前年同月比+7.7%)で3か月連続の増加となった。

新規求人数は185人(前年同月比+38.1%)で15か月ぶりの増加となり、有効求人数は451人(前年同月比▲9.4%)で15か月連続の減少となった。

新規求人数は、185人と業種別にみるとスーパーや医療福祉事業所から10人以上の求人受理されたことにより15か月ぶりに増加に転じた。



障害者の法定雇用率引上げについて

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加できる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。この法定雇用率の引上げについてお知らせいたします。

Point①

障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます。(令和6年4月以降)

	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3% ⇒	2.5% ⇒	2.70%
対象事業主の範囲	43.5人以上	40.0人以上	37.5人以上

Point②

障害者雇用における障害者の算定方法が変更となります。

★精神障害者の算定特例の延長(令和5年4月以降)

週所定労働時間が20時間以上30時間未満の精神障害者について、当分の間、雇用率上、雇い入れからの期間に関係なく、**1人**としてカウントできます。

★一部の週所定労働時間20時間未満の方の雇用率への算定(令和6年4月以降)

週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者について、雇用率上、**0.5人**としてカウントできます。